

国民年金法施行令等の一部を改正する政令案に関する御意見募集の結果について

令和3年10月29日
厚生労働省年金局
事業管理課

標記については、令和3年7月16日から8月14日まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要と、御意見に対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に関する考え方
1	<ul style="list-style-type: none">1級9号が「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」されていることからすると、改正後1級1号を含む同8号までは「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」であることになる。視力、聴力、上肢、下肢および体幹と障害部位が異なり、その障害による日常生活での制限の場面も、活動制限や社会参加制約に及ぼす影響の仕方も異なる1号から8号までの障害程度がどうして一律に「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」であると言えるのかについて、明確な説明を行うべきである。そうでないと、9号が適用される1号から8号以外の障害の程度が9号に該当するかどうかの判断は、認定する国にとっても、請求する被保険者等にとっても極めて困難となる。	<ul style="list-style-type: none">いただいた御意見は、本改正と直接の関係はないものと考えておりますが、国民年金法施行令別表の1級9号に該当する障害の状態については、国民年金・厚生年金保険障害認定基準において例示しているところです。
2	<ul style="list-style-type: none">2級15号が「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」されていることからすると、改正後2級1号を含む同14号までは「日常生活	<ul style="list-style-type: none">いただいた御意見は、本改正と直接の関係はないものと考えておりますが、国民年金法施行令別表の2級15号に該当する障害の状態については、国民年金・厚生年金保険障害認定基準において例示しているところです。

	<p>が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」であることになる。視力、聴力、上肢、下肢、そしゃく、音声、言語および体幹と障害部位が異なり、その障害による日常生活での制限の場面も、活動制限や社会参加制約に及ぼす影響の仕方も異なる1号から14号までの障害程度がどうして一律に「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」であると言えるのかについて、明確な説明を行うべきである。そうでないと、15号が適用される1号から14号以外の障害の程度が15号に該当するかどうかの判断は、認定する国にとっても、請求する被保険者等にとっても極めて困難となる。</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> 「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて」という限定が付されるのは、2級の障害程度にある「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」だけであるとの理解でよろしいでしょうか。 また、この点につき、求心性視野狭窄又は輪状暗点の状態は、ゴールドマン型視野計の1/2視標による検査結果によるものでなければ認定できないとの理解でよろしいでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 一点目につきましては、御理解のとおりです。 二点目につきましては、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるもの」は周辺視野（I/4視標）の状態も含めて総合的に判断することとさせていただきます。
4	<ul style="list-style-type: none"> 異論ありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 御意見ありがとうございました。
5	<ul style="list-style-type: none"> 視力、視野の基準は身障認定基準と歩み寄り良かったとは思いますが、視野の80度以内ならばという条件付となると、実はそのちょっと手前で視機能は同じなのに、認められない人出てくる可能性大です。また羞明などにより、一瞬の視力や視野が良くても、音声読み上げを用いなければPCの画面を見て居られない人、白杖を用いなければ移動できず、まさに視覚障害で、困っている人への配慮がみられません。地方では車の運転ができないだけで失職する人もいます。 FVS (Functional Vision Score)では視力視野のスコアを掛け合わせたあとに立体視、両眼視、後天性の色覚異常、グレア、羞明は15点引くなどして、配慮がありますが、一言付け加えていただけると幸いです。 	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のFVSの取扱いについては、平成29年に開催された身体障害者手帳の認定基準に関する「視覚障害の認定基準に関する検討会」において「既存のデータも活用しつつ、必要な部分について新たに臨床データの収集も行った上で分析を実施し、視機能の状況と日常生活の制限の関連に関する基礎資料を作成し、現在の認定基準との比較検討を行う。」とされていることから、本改正案に盛り込んでではありません。今後、新たな医学的知見が蓄積された場合には、改めて障害年金におけるFVSの取扱いに係る議論を検討してまいります。